

平成14年 3 月20日
原子力安全対策課
(1 3 - 9 8)
<14時記者発表>

新型転換炉ふげん発電所の運転終了後の事業の進め方について

本日、核燃料サイクル開発機構から「新型転換炉ふげん発電所の運転終了後の事業の進め方について（以下、「運転終了後の事業の進め方」という。）」報告を受けた。

新型転換炉ふげん発電所については、平成7年8月、原子力委員会の新型転換炉開発計画の見直しを契機として、その後の動燃改革検討委員会での結論を踏まえ、平成9年11月に国から「適切な過渡期間において運転を停止し、廃炉研究に活用する」ことが示されていた。

核燃料サイクル開発機構では、この国の方針に基づき、運転終了後の廃止措置研究も含めた事業計画について、平成11年から具体的に検討に着手し、その結果を「運転終了後の事業の進め方」として決定した。

具体的には、平成15年3月末をもって運転を終了し、その後約10年間は「廃止措置準備期間」として、発電所外への使用済燃料搬出、必要な技術開発・研究等を行い、廃止措置の具体的計画を策定する。廃止措置は、法律に基づき国に「原子炉解体届」を提出した上で着手するが、約30年以内を目処に実施する計画である。

県としては、今回決定された「運転終了後の事業の進め方」に基づき、積極的な情報公開等により、県民の理解を十分得ながら、国およびサイクル機構が責任を持って、確実にこの事業を進めていくことが重要と考えている。

また、今後、この事業を進めるにあたっては、安全確保を最優先とし、使用済燃料の搬出や放射性廃棄物の処理・処分事業、地元雇用や地元経済への影響等の様々な課題について、国や関係機関とともに、サイクル機構全体として全力を挙げて取組んでいく必要があると考えている。